

- <第3回検討会 令和3年6月8日>
- ガイドライン類改訂案について

<ガイドライン類改訂 令和3年6月下旬（予定）>

○ 雨水管理総合計画策定ガイドライン（案）

・ 気候変動の影響を踏まえた計画降雨及び計画雨水量の算定、段階的対策計画の考え方 等

○ 内水浸水想定区域図作成マニュアル（案）

・ 浸水想定手法の内容充実（簡易手法の適用条件等）、外水位の設定方法 等



その後、下水道法等の改正内容で公布の日から6ヶ月以内で政令で定める日に施行予定に係るものについて、その内容をガイドライン類に反映するため、検討委員会等を開催予定。

<改訂内容（予定）>

【下水道法改正関係】

○ 下水道事業計画の記載事項への計画降雨の追加に係る内容

○ 民間による雨水貯留浸透施設整備に係る認定制度の創設に係る内容

【参考1】計画降雨の下水道事業計画への位置付け

全国各地で水災害が頻発しているため、各地域の水災害状況、将来の気候変動の影響による降雨量の増加を見据えて、下水道事業計画に雨水排除の指針となる計画降雨を定め、当該計画降雨に基づき浸水リスクの高い地域での整備を重点化するなど、「事前防災」の考え方に基づく計画的な下水道整備を加速する必要。

【改正概要】

・公共下水道・流域下水道の**事業計画の記載事項に、計画降雨**（浸水被害の発生を防ぐべき目標となる降雨）**を追加**

公共下水道の事業計画の記載事項(下水道法第5条)

【1. 必須記載事項】

① 排水施設(これを補完する施設を含む。)の配置、構造及び能力並びに点検の方法及び頻度

② 終末処理場を設ける場合には、その配置、構造及び能力

③ 終末処理場以外の処理施設(これを補完する施設を含む。)を設ける場合には、その配置、構造及び能力

④ 流域下水道と接続する場合には、その接続する位置

⑤ 予定処理区域(雨水公共下水道に係るものにあつては、予定排水区域)

⑥ 工事の着手及び完成の予定年月日

【2. 任意記載事項】

① 計画降雨(浸水被害の発生を防ぐべき目標となる降雨)

※水防法による雨水出水浸水想定区域に指定された場合は、必須記載事項となる

※流域下水道の事業計画の記載事項（下水道法第25条の12）も同様の改正を行う。

記載事項に追加

※公共下水道(原則、市町村管理): 以下のいずれかのもの

イ: 主に市街地の下水を排除・処理するための下水道で、終末処理場を有するか、流域下水道に接続するもので、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの

ロ: 主に市街地における雨水のみを排除するための下水道で、河川・海域等に雨水を放流するか、流域下水道に接続するもの（**雨水公共下水道**）

※流域下水道(原則、都道府県管理): 以下のいずれかのもの

イ: 専ら地方公共団体が管理する下水道からの下水を排除・処理するための下水道で、二以上の市町村の下水を排除し、終末処理場を有するもの

ロ: 終末処理場を有する公共下水道からの雨水のみを受けて、これを公共の水域・海域に放流するための下水道で、二以上の市町村の雨水を排除し、雨水の流量を調節するための施設を有するもの（**雨水流域下水道**）

1

2

【参考 2】民間による雨水貯留浸透施設整備に係る計画認定制度の創設

気候変動の影響による降雨量の増加を見据え、整備等に限界のある下水道浸水被害対策区域（※）において、地域関係者が一体となって雨水浸透や貯留に係る取組を一層促進するため、民間事業者等による雨水浸透・貯留に係る自主的な取組を積極的に誘導・後押しする必要

（※）排水区域のうち、都市機能が相当程度集積し、著しい浸水被害が発生するおそれがある区域であつて、当該区域における土地利用の状況からみて、公共下水道の整備のみによっては浸水被害の防止を図ることが困難であると認められるものとして公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める区域

【改正概要】

下水道浸水被害対策区域での民間事業者等による雨水貯留浸透施設整備に係る計画認定制度の創設

下水道浸水被害対策区域で民間事業者等が行う一定規模以上の容量や適切な管理方法等の条件を充たした雨水貯留浸透施設整備に係る計画認定制度を創設。認定事業者への施設整備費用に係る法定補助等を措置。

【民間事業者等による雨水貯留浸透施設整備に係る認定制度の概要】

